

特定非営利活動法人日本パラ・パワーリフティング連盟

職務権限規程

第一章総則

第1条（目的）この規程は、当連盟における連盟の業務施行に関する各職位の権限と責任について定め、業務の組織的かつ効率的な運営を図ることを目的とする。

第2条（適用範囲）

この規程は次の職位について適用する。

- （1） 理事長
- （2） 各委員会委員長

第3条（職務権限の見直し）

この規程で定める職務権限は、当連盟を取り巻く内外の事業環境の変化等に応じて適宜見直し、変更を行う。

第4条（管理責任者）

この規程の管理責任者は理事長とする。

第5条（解釈上の疑義）

この規程の解釈について疑義を生じた場合は、理事長は、関係庁と協議の上これを決定する。

第6条（改廃）

この規程は、理事会の決議により改廃する。

第二章責任及び権限

第7条（職位の責任及び権限）

各職位には明確な範囲の責任事項とその追行に必要な権限を与えられなければならない。

2. 上位者から連盟に対する命令系統が統一されるように責任と権限を定めなければならない。

第8条（権限の形態）

権限の形態を明確にするため、主な権限について次の通り定義する。

- （1） 命令とは、指令系統に基づいて部下に業務の追行を命ずることをいう。
- （2） 決定とは自己の裁量により自らの責任において決定または許可することをいう。
- （3） 承認とは、一定の職の施行もしくは一定の行為が上位者もしくは特定の職位の同意を条件として認められている場合、上位者もしくは特定の職位が与える同意行為を言う
- （4） 勧告とは、決定、命令の権限のある職位に対して、専門的、技術的立場より意見をすることを言う。もし、韓国に従うことが出来ない理由があるときには、韓国者にその旨連絡しなければならない。
- （5） 助言とは決定、命令の権限のある職位に対して専門的、技術的立場より進言又は助

力することをいう。

(6) 審査とは一定の基準に照らし申請の内容要件その他について調査し判定することをいう。

#### 9条（権限行使の基準）

権限行使の基準は、別に定める権限基準一覧表に定めることとする

#### 第10条（権限の行使者）

権限は原則として職務を処理する立場にある職位の者が、自ら行使するものとする。

#### 第11条（職の代行）

職務を迫るべきものが、出張、病欠その他の事故により、その職務を迫ることが出来ない場合には直属上位者が自ら代行し、もしくは、あらかじめまたその都度指名して代行させることが出来る。

2. 前項の定めに関わらず、現職のまま長期間にわたって不在となる場合には、別に専任の取扱者を任命して代行させることが出来る。

#### 第12条（権限の委任）

業務その他の都合により、職務の一部を委任する場合は、その迫行に必要な権限も併せて委任しなければならない。

2. 前項の場合、委任者は当該事項を委任したことによって、その職務についての責任を免れる者では無きまた、受任者は委任者に対して、経過及び結果について、必ず報告しなければならない。

#### 第13条（委任する責任権限の範囲）

各職位の職務及び権限のうち、委任してはならない事項についてはその都度定める

#### 第14条（権限の調整）

業務遂行にあたり職位相互間の見解が一致しないときは、上位者の決定または、協議による

#### 第15条（報告の義務）

職位にある者は、権限を行使したときはその結果について、必要な事項を適宜直属上位者に報告しなければならない

#### 第16条（緊急の場合の対処）

天災事変その他のやむをえない緊急事態の際は、付与された権限の範囲外であっても、権限を有する職位に変わって、その権限を行使することが出来るものとする

2. 前項の定めによって権限を行使した場合は、事後早かに権限を有する職位にその理由及び内容を報告しない蹴ればならない。

### 第三章基本職務

#### 第17条（理事長の職務）

理事長は、定款及び理事会の定めるところにより連盟を代表し、決定した業務を執行し、理事会から委託されている事項については自ら決定し執行する。

2. 理事長の主な職務は次の通りとする。

(1) 理事会の決定を受け、その年度及び中長期計画に基づく各委員会の業務計画を承認し、各委員会の業務活動を統括する。

予算の実行を監督する。

理事会を招集する

理事会の議長の職務を行う

各委員会の人事を決定する事。

組織の新設・変更を行うこと。

重要な契約を締結する等連盟を代表して処理しなければならないことを遂行すること

その他重量事項を決定する。

第 18 条（各委員会委員長の職務）

各委員会委員長は、理事長の命令に基づき、その所管業務の一切を追行する。

2. 各委員会委員長の職務は次の通りとする。

(1) 各委員会業務の事業方針の立案し、理事長を補佐し助言すること

事業方針に基づき事業計画を作成し、理事長の決定を受けその実行を行うこと。

(2) 各委員長の業務の業務活動を調整し、その実行を監督すること。

#### 附則

第 19 条（施行）

この規程は令和 4 年 7 月 24 日より施行する（理事会開催予定）